第III部　本学における学術研究の潮流
法 学 分 野

第Ⅲ部
本学における学術研究の潮流（法学分野）

北大法学部の研究

法学部は1953年に創立された，北大の中では新しい学部である。とは言え，そこで活躍した研究者は多士済々である上に，学部のメンバーに成る前，あるいは北大を去られた後に重要な業績を挙げた人もいるのでそれらを含めた全てをここで紹介することは不可能である。そこで，幾分形式的ではあるが，若干の例外を除き，20年以上在籍し北大で定年を迎えられた人を対象とし，しかも在任中の研究成果に限定して紹介することにしたい。順序は大講座に従い，学問分野別にそれぞれ代表的学者とその業績を取り上げる。

公法学講座

今村　成和（1950～1975）

行政法・経済法及び憲法の三分野で膨大な業績を残している。行政法分野では『国家補償法』(1957),『損失補償制度の研究』(1969）などの研究により，特に国家補償法研究に関しては第一人者となり，司法国家観に基づく行政理論の再構成の試みとして行政法学会に大きな影響を与えた。さらに経済法については『私的独占禁止法の研究』全5冊(1956～76）等を通じて独占禁止法研究の最先端を担い，学会を越えて行政実務の世界にも大きな影響を与えた。憲法の分野では『人権と裁判』(1973),『人権叢説』(1980）を発兌している。元本学学長（1976～1982)。

今村　成和

深瀬　忠一（1953～1990）

専門は憲法学でその主要業績は三分野に分けられる。その一は初期の議会制の比較憲法史的研究と日本の議会制度・立法過程に関する実証的研究である。これは後の共同研究『議会における立法過程の比較法的研究』(1980）に繋がる。第二の分野はパリ大学等への留学から得た成果として展開されたフランスの人権宣言，憲法制度および憲法学説に関する詳細な研究である。第三に「平和的生存権」論に代表される日本国憲法の平和主義に関する理論的，思想史的研究が重要である。『恵庭裁判における平和憲法の弁証』(1967)『戦争放棄と平和的生存権』(1987）に代表される成果は憲法学を越えた広い範囲に影響力を持った。いずれの分野においても日本の学問水準を一挙に高めた。さらに日本の憲法について制度，歴史，思想を含めてフランス等諸外国に紹介し，日仏学術文化協力を推進した功績も重要である。

深瀬　忠一

中村　睦男（1970～2001）

憲法，中でも社会権の研究を中心に据える。自由権と社会権を峻別するそれまでの通説に対し，個人の自由権を本に社会権を構成するという新しい視点から，罷業権，組合権，労働権，さらには生存権や教育を受ける権利へと具体的な権利をめぐる憲法論を展開し,『社会権法理の形成』(1973)に結実させた。さらに憲法訴訟論と関連させ具体的な判例研究を通じて『社会権の解釈』(1983）を世に問うている。量的に中心をなす憲法解釈論では，結論で通説に立つ場合も緻密かつ明晰な独特の解釈を示している。独自の形は往々少数説になるけれども，深い解釈として持続的影響力を持つことが多い。90年代以降は立法過程に対する関心を強め，共同研究を主催し,『議員立法の研究』(1993),『立法過程の研究』(1997）に纏めている。現本学総長（2001～）。

中村　睦男

民事法講座

小山　　昇（1947～1981）

研究業績は専門である民事訴訟法の枠を越え，民事手続き法全般さらには民法にも及ぶ。訴訟法に関しては基本概念である「請求」を巡ってドイツの学説，判例を渉猟の上，新訴訟物理論の立場を独自の視点から構築した一連の論文を通じて60，70年代の日本の学界に決定的影響を与えた。その後幾つかの重要テーマについて緻密な研究を重ね68年『民事訴訟法』に体系化すると，学界実務界双方から高い評価をもって迎えられた。手続き法全般に亘る領域では実態調査を通じた諸制度の比較研究など先駆的な業績として貴重なものがある。

小山　　昇

山畠　正男（1952～1988）

民法，中でも家族法を中心に日本法の特質究明に力を注いだ。日本養子法の成立過程を含む養子制度の研究や身分行為の理論，財産法と家族法などが主要テーマである。法律の詳細な条文注釈という独特の徹底的・網羅的研究を幾つかの家族法関連重要条文について施す一方，北海道の高い離婚率に関する安易な説明に対する批判など家族法を対象とする様々な接近法を駆使した巨細にわたる研究がその成果である。単著としては『法のことわざと民法』共著（1985）は江湖の好評を博した。

山畠　正男

薮　　重夫（1957～1989）

初期には日本における権利や法意識の近代的根拠の分析を行った。その後は学内外で多忙な貢献を行う一方，民法の中でも財産法の分野で，深い洞察，鋭い分析力を生かしつつ，基本的な課題に取り組んでいる。特に，日照権問題等の具体的紛争解決の研究に優れた業績を残した。

薮　　重夫

刑事法社会法講座

能勢　弘之（1970～2000没）

専門は刑事訴訟法。初期にはコンピューターと刑事裁判をテーマとしたが，その後西ドイツでの実証研究を踏まえた『誤判の研究』(1981）を中心とする誤判防止，再審必要性を巡る諸研究に集中し，この分野では刑事法学界を超える，広く且つ深い影響を及ぼした。さらにその理論的根拠付けとして「公訴の利益」,「一事不再理」等に関する基礎理論研究が続く。そこから，刑事訴訟の在り方を憲法に基づいて学問的に再検討しようとする立場と，現実に対する鋭いセンスとが呼応した独自の刑事訴訟法の体系が生み出された。

能勢弘之

実方　謙二（1975～1996）

専門は独占禁止法。日本の高度寡占市場の実態と特質を究明し，規制を理論的に探究した『経済規制と競争政策』(1983)と流通系列化の規制理論は1990年代以降の日本の市場解放の中で実践的意義を益々重くしている。そうした成果の集大成が『独占禁止法』(1987）である。また，アメリカにおける寡占市場で複雑化する生産，流通の独占化と対策を扱ったものに『寡占体制と独占禁止法』(1990）がある。

実方　謙二

保原喜志夫（1967～1999）

労働法，中でも労働災害および安全衛生の法理が専門であり，その成果は『労災補償責任の法的性質』(1983),『産業医療制度の課題』(1994) および編著『産業医療制度の研究』などに結実している。また，労働基準及び労働者に対する社会的サポート，整理解雇，労使関係などに関しても，フランスの労働法や労使関係に関する研究を踏まえつつ実践的な分野にも繋がる業績を残している。

保原喜志夫

基礎法学講座

五十嵐　清（1950～1989）

専門分野は比較法，比較民法学。法律学の中の新しい分野のパイオニアとして日本の学界を常にリードしてきた。その研究成果は極めて広範にわたる。英米法と大陸法に加え，社会主義圏の法も対象に含めるという殆ど全世界をカバーする超人的なものであった。研究テーマについて言えば，初期以来一貫して続けられた事情変更の原則に関する研究業績，及び後期の人格権論を巡る諸研究が特筆に値する。さらに比較の視点から日本法を英米やドイツの研究者に紹介した仕事も貴重である。

五十嵐　清

石川　　武（1956～1991）

専攻分野は西洋法史学，とりわけドイツ法史学である。前半期の研究はドイツ中世に近代国家の原像を見る「古典学説」の批判，所謂「国王自由人学説」の丹念で精力的な探究であり,『序説・中世初期の自由と国家』(1983）に結実した。その後，ドイツ中世の最重要史料である「ザクセンシュピーゲル」の精緻な分析を通じて中世法の規範構造の解明へと進み，その成果は学界に大きな刺激を与えたのみならず，本国ドイツにおいても画期的なものと評価されている。

石川　　武

小菅芳太郎（1957～1994）

専門はローマ法であるが，それを「法学」とは何かという根源的なテーマと結び付けて探究した。従来の諸学説を根本史料に遡って検討する正統な研究法を守ることに加えて，過去の法律行為の具体的イメージを明らかにする点でそれまでの研究に見られぬ成果を残した。寡作な碩学という貴重な存在であった。

曽野　和明（1973～1997）

専門分野は国際取引法と英米法。国際取引法に関する研究成果としては従来の国際法研究の枠を大胆に超える『多国籍企業問題入門』(1978）が挙げられる。それまでの社会科学の縦割り，蛸壺状況では国際経済の進展に対応できない点を警告した。その後，同氏は国連国際商取引委員会事務局長を1980年から85年迄，またIMF法律顧問を1990年から93年まで勤め，多忙の中その経験を『国際売買法』(1993）に学問的に結実させた。従来の狭い意味の法律学及び学者の枠を超える業績であり，人物である。

曽野　和明

杉原　高嶺（1971～1993京都大学に転出）

国際法，特に国際裁判と海洋法を中心に研究を進めて来た。国際司法裁判所が行って来た裁判の全般を法の変化・発展という動態的側面をも視野に入れた前人未到の研究である。『国際裁判の研究』(1985）及び体系的集大成として『国際司法裁判所制度』(1996）がある。後者は国際的に見ても最初の体系化として極めて高い水準の仕事であり，1998年学士院賞恩賜賞を受賞した。今日変動しつつある海洋法の基本構造を追求する『海洋法と通航権』(1991）もそれに劣らず学界で高い評価を受けている。

杉原　高嶺

政治学講座

矢田　俊隆（1950～1979）

西洋政治史専攻ドイツ政治史及びドイツ史学史の研究から出発したが，早くから中部ヨーロッパ研究に移り，就中ハプスブルク帝国史研究では日本の草分けとなった。その成果は『近代中欧の自由と民族』(1966)，及び『ハプスブルク帝国史研究』(1977）で，経済史と思想史を踏まえたバランスのとれた歴史叙述には定評がある。F.マイネッケの著書の平明な翻訳も日本の学界への貴重な貢献である。

矢田　俊隆

小川　晃一（1958～1990）

専攻は19世紀の自由主義を中心とする西洋政治思想史で『トクヴィルの政治思想』(1975)が主著である。一方広く政治学にも手を広げ,『英国社会・政治における伝統と変化』(1973)や北海道の選挙分析の嚆矢となる『大都市の革新票』(1975共著)，あるいは政治哲学にもまたがる『政治権力と権威』(1988）を公刊した。さらにアメリカ研究にも手を広げ，ここでは北海道サマー・セミナーを組織して多くの共編著を出している。

小川　晃一

松沢　弘陽（1960～1993）

日本政治思想史専攻で近代日本の民主主義，社会主義，キリスト教及び，それらの背景にある「文化接触」が主たるテーマであった。『日本社会主義の思想』(1973),『日本政治思想』(1989, 93),『近代日本の形成と西洋経験』(1993) が主著である。そのほか『内村鑑三全集』(1980～84）と『中江兆民全集』(1984～86）の編集という貴重な業績も逸することが出来ない。

松沢　弘陽

以上は法学部のメンバーがこれまで粒々辛苦の末生み出して来た学問的成果のほんの一端にすぎない。紹介の行き届かぬ点，及び他の優れた研究者と業績を紹介できないことをお詫びしたい。